

令和7年度小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金 Q & A集

【令和7年4月1日現在】

1 共通事項

(質問1)

・申請期限はいつまでですか？

- 令和7年度分については、令和8年1月30日(金)が申請期限となります。ただし、予算がなくなった場合は、申請期限の前であっても受付を終了させていただきます。
- 本市の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)は令和10年度までの計画ですので、補助事業につきましては令和8年度以降も継続して実施する予定としております。
- なお、令和8年度の申請受付の開始につきましては、本市ホームページ等にて公表することとしております。年度初めに申請受付を開始するとは限りませんのでご注意ください。

(質問2)

・補助を受付する順番は先着順ですか？同じタイミングで申請書を提出した場合は、抽選等で順番を決めることになりますか？

- 受付は先着順としております。
- 申請のタイミングが重なった場合(同日申請の場合等)は、事業内容(着工予定日、完了予定日、金額等)を考慮した上で、内容を審査し、交付決定の順番を決めさせていただきます。

(質問3)

・申請書類及び実績報告書類について、見積書等の書類がそろっていない状態で、提出することは可能ですか？

- 申請等に必要な添付書類がそろっていない状態での受理はできません。書類の内容に不足や不備等がある場合も同様です。

(質問4)

- ・申請書類等をメールや郵送で提出してもいいですか？

- メールや郵送での提出でも構いません。
- メールの場合は、下記のメールアドレス宛に提出してください。
seikatu@city.oyabe.lg.jp

(質問5)

- ・令和7年度の予算額を教えてください。

- 今回お示ししている予算は、令和6年度分を繰越した分となっており、予算額については、下記のとおりです。
- 家庭向けの補助について、太陽光発電設備分は2,030万円、蓄電池分は525万円です。
- 事業所向けの補助について、太陽光発電設備分は、1,000万円、蓄電池分は40万円です。
- 後日、令和7年度分予算分の案内をさせていただくこととしております。

(質問6)

- ・申請書の提出から交付決定通知が送付されるまで、どれくらいの期間がかかりますか？

- 申請書の提出から交付決定通知の送付までに、2週間程度を想定しています。ただし、申請書類に不備・不足があった場合は、申請し直していただくこととなりますので、さらに時間がかかる場合がございます。

(質問7)

- ・例えば太陽光発電設備の設置に関して、本補助金と併せて他の補助金を受けることは可能ですか？

- 本補助金は国の交付金を財源としているため、同様に国の予算を財源とした補助事業等との併用は認められません。なお、二重交付が明らかになった場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ただし、国の財源以外で実施される補助事業（県や市の予算が一般財源等の補助事業等）については、併用が可能となる場合がございます。また、補助

対象が同一でなければ、異なる補助金を併せて活用できるケースもありますので、詳細につきましては小矢部市生活環境課までお問い合わせください。

(質問 8)

・すでに実施（着工、購入等）している事業は補助対象になりますか？

○市からの交付決定日以前の事業は補助の対象外となります。

(質問 9)

・事業の「開始」と「完了」は、どのタイミングのことをいいますか？

○開始日は、基本的には太陽光発電設備の設置に関する工事等の契約をした日となります。

○完了日は、系統連系契約が締結（発電設備からの受電が開始）され料金等が支払われた日となります。

(質問 10)

・年度をまたぐ事業（例：令和 7 年 12 月開始、令和 8 年 5 月完了等）は補助対象になりますか？

○原則として、当該年度内で事業を完了していただくことが補助の交付要件となります。

○ただし、社会情勢の影響による原材料不足等が原因で事業期間をやむを得ず延長される場合は、交付できる可能性もありますので、事案が生じる恐れがある場合は、事前に小矢部市生活環境課まで相談してください。

(質問 11)

・個人経営として店舗兼住宅となっている場合は、家庭用・事業所用どちらの補助メニューが適用されますか？

○店舗兼住宅につきましては、実態は住まいとなりますので、家庭向けの補助メニューが適用されます。

(質問 12)

・設備の増設は補助対象になりますか？

○補助の対象にはなりますが、補助要件である「自家消費率 30%以上（事業者の場合は、当該需要家で 30%以上、県内の他の需要家と含めて 50%以上）」を満たすことができるかどうかご注意ください。

（質問 13）

・設備の更新は補助対象になりますか？

○補助対象にはなりますが、下記の点にご注意ください。

- ・既存設備の撤去費用は補助対象にはなりません。
- ・補助要件である「自家消費率 30%（事業者の場合は、当該需要家で 30%以上、県内の他の需要家と含めて 50%以上）」を満たすことができるかどうかご注意ください。
- ・本補助金の目的は「二酸化炭素排出量を減少させること」でありますので、二酸化炭素排出量を減少する旨の説明ができるように整理してください。

（質問 14）

・導入実績のないもの（試作品等）は補助対象となりますか？

○すでに商用化され、導入実績がある設備が補助対象となりますので、商用化されていないものや、導入実績のないものは補助対象にはなりません。

（質問 15）

・過去に購入したもの（在庫品）や中古品は補助対象となりますか？

○申請者が過去に購入したもの（在庫品）や中古品は、補助対象にはなりません。

（質問 16）

・太陽光発電設備と蓄電池で、補助対象経費を分けて記載する必要がありますか？

○補助対象経費につきましては、分けて記載してください。

○太陽光発電設備と蓄電池がセット価格になっている場合等の補助対象経費内での配分に関して、特に規定はありませんが、必ず双方の小計（合計）が契約金額及び領収金額と一致するようにしてください。

2 太陽光発電設備

(質問 17)

- ・補助要件である「自家消費率が 30%以上（事業者の場合は、当該需要家で 30%以上、県内の他の需要家と含めて 50%以上）」とはどういうことですか？

- 本補助制度による太陽光発電設備の導入は、蓄電池との組み合わせ等により「自家消費すること」を目的としたものでありますので、「年間自家消費想定量/年間発電想定量=30%以上（50%以上）」となることを補助要件としております。
- 想定量等につきましては、申請書への記載が必要となりますので、施工業者等にお問い合わせいただく等により算出してください。

(質問 18)

- ・「自家消費率 30%以上（事業者の場合は、当該需要家で 30%以上、県内の他の需要家と含めて 50%以上）」の要件を満たした場合、発電した電力を売電してもいいですか？

- 事業の目的上、できるかぎり自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は売電することも可能です。
- ただし、本補助金を活用する場合は、「FIT 制度（固定価格買取制度）又は FIP 制度（市場売電価格に上乘せされる制度）」による売電はできなくなりますのでご注意ください。

(質問 19)

- ・野立て（屋根上以外の設置）の太陽光発電設備の導入は補助対象となりますか？

- 申請者が自営線を引くなどして発電した電力を自家消費できるのであれば補助対象となります。

(質問 20)

・同一敷地内に別受電の施設があり、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合は、どのように申請すればいいですか？

○同一敷地内に別受電の施設があって電力会社との電力契約を施設ごとに締結し、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合でも、自営線で接続するか、公道などを挟むかどうかに関わらず、施設の名称や住所等で同一の敷地とみなせる場合は、一件の申請としていただくことが原則となります。

(質問 21)

・太陽光発電設備の設置に係る補助対象経費には何が含まれますか？

○補助対象経費に含むことができるものとして、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む。）など、設備を稼働するために必要なものが挙げられます。

(質問 22)

・太陽光モジュール（パネル）とパワーコンディショナーで能力値が異なる場合、最大出力（kW）はどのように算出すればいいですか？

○最大出力（kW）につきましては、太陽光モジュール（パネル）とパワーコンディショナーの低い方の数値を採用してください。

3 蓄電池

(質問 23)

・蓄電池の設置のみの事業の場合、補助金の対象となりますか？

○蓄電池の設置のみの場合は補助の対象にはなりません。蓄電池につきましては、「本事業で設置する太陽光発電設備の付帯設備として導入するもの」のみが補助対象となります。

(質問 24)

- ・太陽光発電設備については当年度の申請により設置し、蓄電池を翌年度以降の申請にて設置する場合、蓄電池の設置費用については補助金の交付対象になりますか？

○蓄電池の設置費用に対する補助につきまして、原則は太陽光発電設備と同時に設置する場合のみ補助対象となるところですが、場合によっては補助金の交付対象になる可能性もありますので、申請される前に小矢部市生活環境課にご相談ください。ただし、状況によっては補助金の交付対象にならない可能性があること、また、事案ごとに国と調整する必要があり、申請予定者に対する回答には相当の期間を要することが見込まれることから、申請期限及び工期に十分留意していただく必要があります。

(質問 25)

- ・蓄電池はどのような仕様のもので補助対象となりますか？

○補助対象となる仕様が決められていますので、補助金交付要綱をご確認いただいた上で申請してください。特に、下記のとおり「補助対象となる性能と価格帯」が決まっておりますのでご注意ください。

- ・家庭用：蓄電容量が20kWh未満であり、価格（設置に係る工事費を含む）が、14.1万円/kWh以下であること。
- ・業務用：蓄電容量が20kWh以上であり、価格（設置に係る工事費を含む）が、16.0万円/kWh以下であること。

(質問 26)

- ・「蓄電容量」は、どの数字を書けばよいですか？

○公称容量（定格容量）を用いてください。また、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いてください。